

応援します！

生垣づくり

【生垣等緑化推進助成金制度】

◎ 助成対象となる工事及び助成金

住宅の道路に接する敷地において

工事の種類	助成金額(1,000円単位 端数切捨て)		
【生垣の新設】 生垣を新たに設置する場合	工事費の 1/2	重点推進区域	延長 1m当たり 7,500円まで 総額 150,000円 を限度とする
		それ以外の区域	延長 1m当たり 7,500円まで 総額 75,000円 を限度とする
※「宝塚市危険ブロック塀等撤去支援事業」を利用した場合、区域関係なく重点推進区域の基準適用			
【生垣の改良】 ブロック塀以外のフェンス等を取壊後、生垣を設置する場合	工事費の 1/2	重点推進区域	延長 1m当たり 11,000円まで 総額 220,000円 を限度とする
		それ以外の区域	延長 1m当たり 11,000円まで 総額 110,000円 を限度とする
ブロック塀を取壊した場合		区域設定なし	上記重点推進区域の基準適用
【壁面等の緑化】 ツル性植物(つた類等)を ブロック塀や擁壁等には わす場合	工事費の 1/2	重点推進区域	延長 1m当たり 3,500円まで 総額 70,000円 を限度とする
		それ以外の区域	延長 1m当たり 3,500円まで 総額 35,000円 を限度とする

注1) 重点推進区域とは

緑にあふれ、災害に強い街づくりを促進するために、生垣づくりを重点的に推進する区域で、都市計画法に規定する「地区計画等の区域」、震災復興緊急整備条例に規定する「震災復興促進区域」を言います。

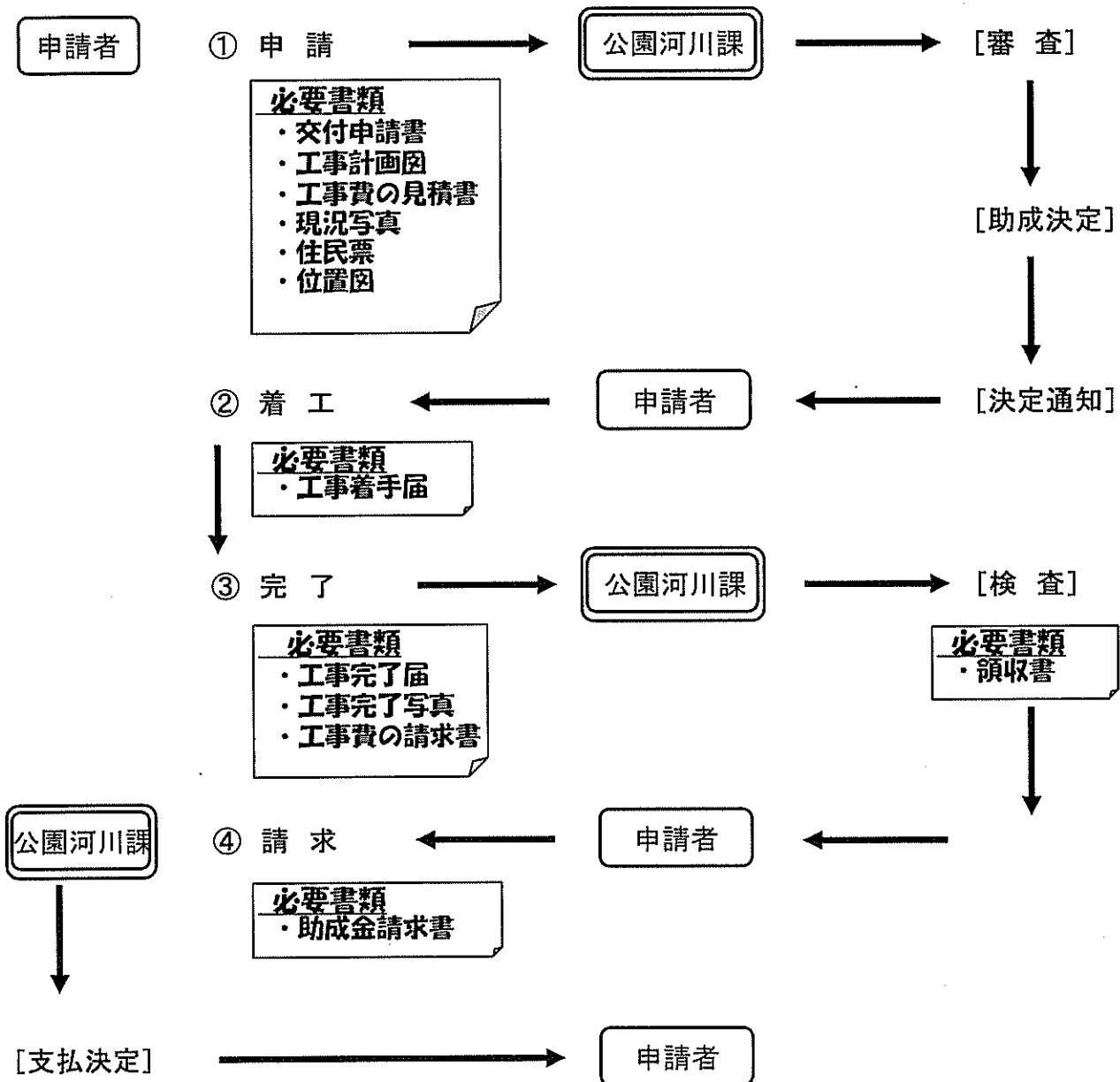
注2) 「宝塚市危険ブロック塀等撤去支援事業」を活用した場合に限り、【生垣の新設】について重点推進区域の総額を適用します。この場合、証明する書類の提出が必要です。

◎ 助成の条件

- 1 道路に3m以上接して設置すること。
- 2 生垣は、高さ1m以上の木を延長1m当たり3本以上、住宅敷地の境界から0.3m以上後退して植栽すること。(カイズカイブキ等の枝が広がりやすい樹種については、0.5m以上後退すること。)
- 3 ツル性植物を壁面にはわす場合は、将来壁面を覆う状態になる程度に植えること。

注) 同一敷地に対する助成は、1回限りとします。

◎ 助成金交付手続きの流れ



この事業は、宝塚市緑化基金の収益により行っています。

宝塚市緑化基金は、市の拠出金及び市民・企業の皆様からの寄付金を積み立て、その利息により、市域の緑化事業を進めていくものです。

皆様の緑化基金へのご協力をお願いいたします。

宝塚市 都市安全部 公園河川課

市役所本庁2階 電話 0797-77-2021